

資料 1

西東京いこいの森公園駐車場使用料について

1. 施設概要

西東京いこいの森公園は、東京大学原子核研究所の跡地（面積約 4.4ha）を取得し、西東京市誕生を記念したシンボリック公園として建設されたものである。

公園内に設置される駐車場は、市民参加による公園整備懇談会の話し合いを踏まえ、幅広い利用者の利便性に配慮し設置したものである。

また、公園駐車場使用料については、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」に基づき、受益者の負担を求めている。

なお、平成 28 年 4 月から指定管理者制度を導入し、西東京の公園・西武パートナーズが公園の維持管理を行っている。

名 称： 西東京いこいの森公園 有料駐車場

建 築 年： 平成 16 年

所 在 地： 西東京市緑町三丁目 2 番地内

利 用 時 間： 午前 9 時から午後 7 時まで

休 場 日： なし（ただし市民まつり準備等により 7 日間使用不可）

駐 車 台 数： 22 台（一般公園利用者用及び障害者用 1 台を含む）

面 積： 698 m²

管 理： 機械ゲートによる管理（集金・故障等は、指定管理者が対応）

稼働状況： 36.1%（令和 3～5 年度実績値の平均）

【令和 5 年度 32.8%、令和 4 年度 37.6%、令和 3 年度 37.8%】

使用料収入： 3,878,250 円（令和 5 年度年間駐車場使用料）



2. 使用料金

単位	金額
2 時間までの基本料金（1 台当たり）	300 円
2 時間を超える場合の料金（1 台当たり）	1 時間までごとに基本料金に150円を加算した額

原則として以下の場合、駐車場使用料を免除している。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校が校外学習等のため利用するとき
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める児童福祉施設が入所児童に行う育成指導のために利用するとき
- (3) 公園の維持に必要な作業を行うため業者が使用するとき
- (4) 身体障害者等（身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの）で市民の方が使用するとき
- (5) 西東京市立公園管理協力会員等が公園のボランティア活動を行うために利用するとき
- (6) その他指定管理者が必要と認めるとき

3. 使用料設定の考え方について

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改訂版）」に基づき、使用料の算定を行い、受益者負担の適正化を図るものである。

駐車場にかかる受益者負担割合の区分については、「民間事業者でも広く提供されており、特定の目的をもった市民が利用するサービス」に分類され、100%の受益者負担とする。

なお、本施設は指定管理者制度を導入しているため、実際の使用料については、条例で定める使用料を上限に、指定管理者が定めることとしている。

＜令和 5 年度決算に基づく原価計算結果を踏まえた適正価格＞

資料 2 のとおり、令和 5 年度決算に基づく原価計算の結果、1 時間あたりの価格は 64 円となった。これを直近 3 年間の稼働率の平均（36.1%）を踏まえて再計算したところ、以下の結果が得られた。

$$\begin{array}{ccccc} \text{時間当たり使用料原価} & & \text{稼働率} & & \text{稼働率を加味した時間単価} \\ 64 \text{ 円/時間} & \div & 36.1\% & = & 177.3 \text{ 円/時間} \end{array}$$

現行料金の理論上の適正単価に対する受益者負担の割合は約 85%となっており、基本方針で定める適正範囲（100%の±10%以内）を超えた乖離が生じている。

原 価 (A)	稼働率 (B)	適正単価 (A ÷ B) = (C)	現行料金 (D)	受益者負担割合 (D ÷ C)
64 円/時	36.1%	177.3 円/時	150 円/時	85%

4. 近隣の有料駐車場との比較

資料3のとおり、近隣駐車場の料金は、前回調査時点（令和元年度）から変更が生じており、直近では西東京いこいの森公園の近隣に、駐車時間によっては料金が低廉な駐車場が新設されているが、西東京いこいの森公園駐車場の1時間当たりの料金は、近隣自治体公園有料駐車や近隣有料駐車場と比較してやや低廉な設定となっている。